

# これまでの部会の振り返りと 来年度の取組について

令和4(2022)年2月1日

岡山県 危機管理課

# 本日の内容

- 個別避難計画（概要） . . . 3～5ページ
- 個別避難計画作成モデル事業（内閣府） . . . 6～11ページ
- 取組に当たってのお願い . . . 12～19ページ
- 来年度の取組 . . . 20・21ページ

## [参考情報]

- 岡山県地区防災計画等作成モデル事業  
（矢掛町美川地区における個別避難計画作成の取組）
- 防災と福祉の連携

# 個別避難計画（概要）

## 1 概 要

- ・ 個別避難計画は、高齢者や障害者等の自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画。
- ・ これまでは、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月内閣府（防災担当）」で作成を促してきたが、昨年5月に改正された災害対策基本法に市町村の努力義務として位置付けられ、取組をさらに促すこととされた。

<岡山県内における市町村の作成状況>

（令和2年10月1日現在）

	全部作成済	一部作成済	未作成	計
岡山県（市町村数）	2	15	10	27
岡山県（%）	7.4%	55.6%	37.0%	100%
全 国（%）	9.7%	56.9%	33.4%	100%

市町村における避難行動要支援者名簿の作成等に係る取組状況の調査（消防庁）

# 個別避難計画（概要）

## 2 対象者

- ・ 高齢者や障害者等のうち、自ら避難することが困難であり、避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者。

## 3 計画作成

- ・ 市町村が作成に努めるものとし、福祉専門職など関係者と連携し計画を作成。

### ○災害対策基本法

#### （個別避難計画の作成）

第49条の14 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下、「個別避難計画」という。）を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

※地域における災害被害の想定や本人の心身の状況等を踏まえ、優先度の高い者から計画を作成

※個別避難計画は、避難行動要支援者本人の同意を得て作成

※個別避難計画を作成する経費については普通交付税で措置

# 個別避難計画（概要）

## 4 記載内容

- ・氏名、住所等のほか、次のような情報を記載する。
  - ①避難支援等を実施する者 ②避難先
  - ③避難時に配慮しなくてはならない事項（例：立つことや歩行ができない、音が聞こえない（聞き取りにくい）、物が見えない（見えにくい）、言葉や文字の理解が難しい、顔見ても知人や家族とわからない、医療機器等の装着をしている）
  - ④自宅で想定されるハザードの状況、常備薬の有無
  - ⑤避難支援時の留意事項（例：避難所までの時間、避難経路、危険箇所等）

## 5 情報提供

- ・適切な避難支援等が行えるよう、個別避難計画を避難支援等関係者などに提供。
- ・平時は避難行動要支援者本人等の同意がある場合に提供し、災害時は本人の同意を要しない。

# 令和3年度スケジュール（個別避難計画関係）

	県モデル事業（協議会）		国モデル事業（内閣府）	防災と福祉の連携
	全体会議 （協議・報告）	部会 （矢掛町美川地区）	研修 （対象：市町村職員）	研修 （対象：福祉専門職・地域住民）
4月	第1回会議（4/20）		モデル事業応募	
5月			事業採択	
6月	第2回会議（6/11） （国モデル事業説明）	地元説明会（6/6）	事業開始・関係者調整・企画立案	
7月		第1回部会（7/17）	企画調整	
8月			第1回（8/2）・第2回（8/25）	
9月		個別避難計画作成に向けた避難行動要支援者の優先度付け	取組発表（矢掛町）	
10月		第2回部会（10/2） 第3回部会（10/23）	第3回（10/29）	参加者募集
11月			第4回（11/22）	
12月		第4回部会（12/11）		津山会場×2回（12/20・12/23） 岡山会場×2回（12/21・12/24）
1月		関係者協議（1/28） テーマ：取組の横展開	第5回（1/6）	岡山会場（1/17）
2月			第6回（2/1）	
3月	第3回会議（予定）			

# 個別避難計画作成モデル事業（内閣府）

## ○進め方

### 岡山県地区防災計画作成推進協議会

構成メンバー 岡山県・県内27市町村  
事務局 岡山県危機管理課

①連携（報告会の開催・意見交換）

既存（令和元年度～）

#### <地区防災計画作成モデル事業>

##### モデル地区部会

意欲ある市町村のモデル地区において、協議組織となる部会を設け、協議会から派遣された専門家等の助言を受けながら、計画作成に向けた取組を進めている。

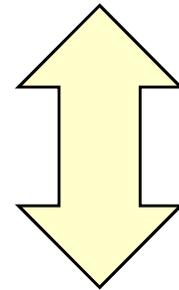
②情報共有・事例を横展開

新規（令和3年度）

#### <個別避難計画研究部会>

##### スキルアップ研修（市町村職員対象）

専門家等を招聘し、防災部局だけでは対応が困難な課題について、計画作成の知識や手順等を防災と福祉担当者がともに学びながら、計画作成の促進に向けた仕組みを構築する。



# 個別避難計画作成モデル事業（内閣府）

## 1 趣 旨

昨年5月の災害対策基本法の改正により、市町村の努力義務となった避難行動要支援者の個別避難計画作成を支援するため、市町村職員を対象にしたスキルアップ研修を実施。

## 2 概 要

### （1）研修内容

- ・計画作成を行うための知識や国が示す作成手順の学習
- ・事例演習等により地域の実情に応じた計画作成の研究
- ・市町村が後年度に自走できる仕組みの構築

### （2）進め方

県と全市町村で構成する岡山県地区防災計画等作成推進協議会に個別避難計画研究部会を設け、同協議会アドバイザーと庁外協力団体の支援を受けて実施。

# 個別避難計画作成モデル事業（内閣府）

## 【アドバイザー】

駒澤大学文学部社会学科 教授 川上 富雄 氏

ノートルダム清心女子大学人間学部人間生活学科

准教授 中井 俊雄 氏

## 【庁外協力団体】

岡山県社会福祉士会、岡山県介護支援専門員協会、

岡山県相談支援専門員協会、日本防災士会岡山県支部

## 【オブザーバー】

岡山県社会福祉協議会

## （3）参加自治体 ※下線は計画未作成（令和2年10月1日現在）

15市町（岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、和気町、矢掛町、勝央町、美咲町）

# 個別避難計画作成モデル事業（内閣府）

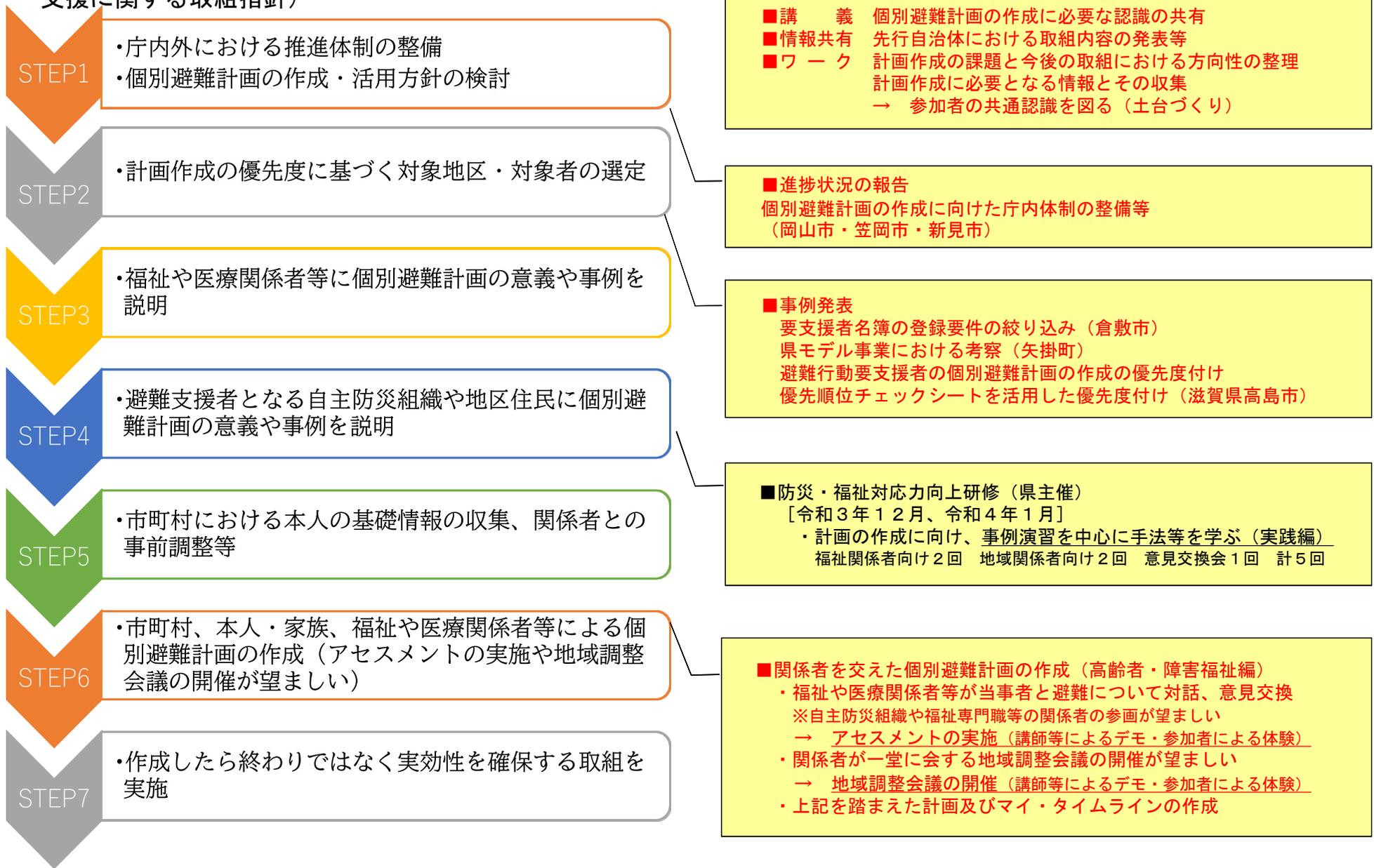
## 3 取組実績

（岡山県地区防災計画等作成推進協議会 検索）

開催日時	内 容	参加数
第1回 8/2（月） 12:45～16:40	・講義（作成手順の学習） ・グループディスカッション 計画作成に向けた課題への対応策を意見出し	40人
第2回 8/25（水） 13:00～16:30	・自治体の取組状況の共有 ・質疑応答 ・グループワーク（計画作成に必要な情報と収集方法）	41人
第3回 10/29（金） 12:45～16:40	・自治体の取組状況の共有 ・福祉専門職が関与した計画作成（アセスメントの実施） ※高齢者福祉編	27人
第4回 11/22（月） 13:00～16:50	・自治体の取組状況の共有 ・福祉専門職が関与した計画作成（地域調整会議の開催、個別避難計画及びタイムラインの作成）※高齢者福祉編	28人
第5回 1/6（木） 12:45～16:40	・自治体の取組状況の共有 ・福祉専門職が関与した計画作成（障害の特性を知る（講義、ワークショップ、車椅子等を使った体験）、アセスメントの実施、地域調整会議の開催）※障害福祉編	28人

# 個別避難計画作成モデル事業（内閣府）

○国が示す計画作成の流れ（避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針）



# 優先度を踏まえた個別避難計画の策定

## 1 対象者

### (1) 作成の優先度の高い対象者

- ・ハザードマップ上で危険な地域にお住まいで、かつ、
- ・介護を要する方など、

まずは、現時点で市町村が地域防災計画に定めた優先度の高い避難行動要支援者

(※1) について、おおむね5年程度で作成 (※2)

- ※1 優先度の高い避難行動要支援者とは、要介護度3～5の高齢者、身体障害者手帳1級、2級等を所持する身体障害者や重度以上と判定された知的障害者等の自ら避難することが困難な者のうち、ハザードマップで危険な区域に住む者や、独居又は夫婦二人暮らしの者など、市町村が優先度の高いと判断する者
- ※2 作成には福祉専門職の参画も想定。作成経費については、これまでの事例等から福祉専門職の参画に対する報酬や事務経費など一人当たり7千円程度を要すると想定

# 優先度を踏まえた個別避難計画の策定

## (2) 本人・地域での記入の個別避難計画も並行して取り組む

優先度の高い者から個別避難計画の作成に取り組む一方で、各市町村の限られた体制の中でできるだけ早期に避難行動要支援者全体で計画作成がなされるようにするためには、市町村が作成する個別避難計画として、以下の取組を並行して進めることが適当である。

①市町村が優先的に支援する計画づくり

②本人やその家族、地域で防災活動を行う自主防災組織等が記入する計画づくり

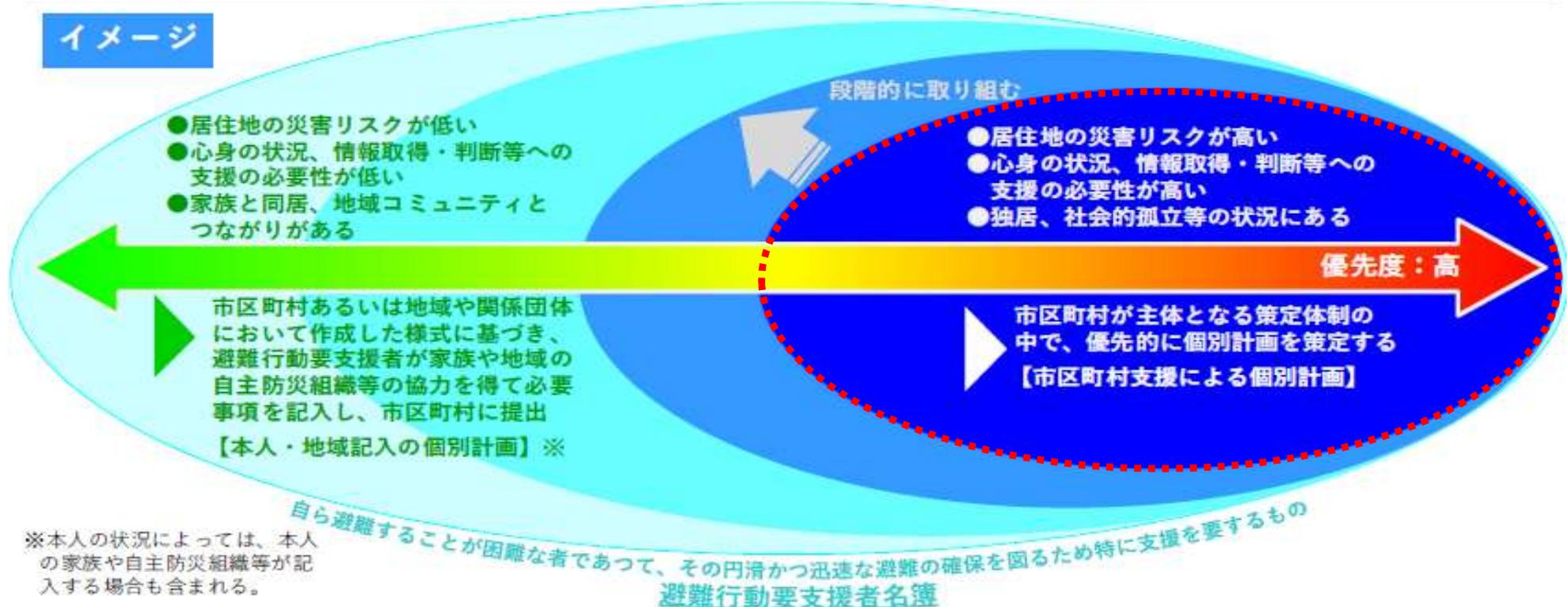
# 優先度を踏まえた個別避難計画の策定

## 優先度を踏まえた個別計画の策定

- 個別計画は、優先度が高い者から策定することが適当であり、市区町村が必要に応じて策定の優先度を判断する際には、次のようなことが挙げられる。
  - ・ 地域におけるハザードの状況（※）
  - ・ 当事者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度
  - ・ 独居等の居住実態、社会的孤立の状況
- 他方、各市区町村の限られた体制の中でできるだけ早期に避難行動要支援者全体に計画が策定されるようにするためには、市区町村が策定する個別計画として、①市区町村が優先的に支援する計画づくりと並行して、②本人や、本人の状況によっては、家族や地域において防災活動を行う自主防災組織等が記入する計画（本人・地域記入の個別計画）づくりを進めることが適当である。

※浸水想定区域（水防法）、津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域（津波防災地域づくり法）、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）、噴火に伴う火山視界による影響範囲（活動火山対策特別措置法（基本指針）に基づく火山災害警戒区域）等

### イメージ



※本人の状況によっては、本人の家族や自主防災組織等が記入する場合も含まれる。

出典：内閣府防災：避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（参考資料）

# 優先度を踏まえた個別避難計画の策定

## 1 取り組むに当たって

### ①早期の作成や更新の実務に着手

- ☑ 条例や地域防災計画等の手続が完了していない場合でも、取組内容が実質的に定まったときは、実施できるところから取組を開始する。
- ☑ 自治体内における必要な予算確保について、適切な時期に速やかに対応する。

### ②地域防災計画の変更 国取組指針：20ページ以降

- ☑ 個別避難計画の作成・活用方針等を検討し、地域防災計画について、速やかに必要な変更を行うこと。

### ★避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月改定版）

#### ○避難行動要支援者名簿に係る全体的な考え方の整理等

- ・ 全体の流れ（20ページ～）
- ・ 整理内容（26ページ～）
- ・ 避難行動要支援者名簿に係る作成・活用方針等において定める事項の例、地域防災計画において定める必須事項、条例の定めを検討すべき事項（29ページ～）
- ・ 留意事項（31ページ～）

# 優先度を踏まえた個別避難計画の策定

## ○個別避難計画に係る全体的な考え方の整理等

- ・ 全体の流れ（23ページ～）
- ・ 整理内容（63ページ～）
- ・ 個別避難計画に係る作成・活用方針等において定める事項の例、地域防災計画において定める必須事項、条例の定めを検討すべき事項（64ページ～）
- ・ 留意事項（66ページ～）

## ③個人情報取扱いやマイナンバーの活用方針について整理

- ☑ 平時から個別避難計画の情報を外部に提供できる旨を市町村が条例により特別な定めを行っている場合、平時からの提供に際し、本人及び避難行動支援等実施者の同意を要しないため、市町村の実情に応じ、このような対応も積極的に検討すること。
- ☑ 番号利用法が改正され、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成・更新事務に当たり、マイナンバーに紐づく情報を活用できるようになり、自治体職員の業務の負担軽減や現状に即した避難支援等が可能となる。このため、マイナンバーを活用する方針について、番号利用法第9条第2項及び第19条第10号に基づく条例の整備等も含めて整理し、速やかに必要な改正を行うこと。

# 平常時からの名簿情報提供の推進等

## ◆平常時からの名簿情報の提供の根拠となる条例化

### 1 条例を制定し、平常時から避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供

#### (1) 山形県遊佐町（平成28年3月14日制定）

##### ・遊佐町災害対策基本条例（抄）

（避難行動要支援者への支援）

##### 第15条（略）

##### 2（略）

3 町長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、自主防災組織及び民生委員法（昭和23年法律第198号）に規定する民生委員をはじめ法第49条の11第2項に規定する範囲の関係者に対し、避難行動要支援者名簿の情報を提供することができる。

#### (2) 愛媛県八幡浜市（平成29年6月23日制定）

##### ・八幡浜市避難行動要支援者名簿に関する条例（抄）

（名簿情報の提供）

第4条 市長は、災害の発生等に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、福祉施設その他の自宅以外に居住する者に係る名簿情報の提供については、この限りでない。

出典：府政防第405号 消防災第34号 令和3年3月30日付け、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）、消防庁国民保護・防災部防災課長  
「避難行動要支援者名簿」の作成及び平常時からの名簿情報の提供の推進等について

# 平常時からの名簿情報提供の推進等

## 2 条例を制定し、本人から拒否の意思表示がない限り、平常時からの自主防災組織や町内自治会等に提供（いわゆる逆手上げ方式）

### （1）宮城県七ヶ浜町（平成30年6月13日制定）

#### ・七ヶ浜町避難行動要支援者の名簿情報の提供に関する条例（抄） （名簿情報の提供）

第4条 町長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者の同意を得ることなく当該避難行動要支援者に係る名簿情報を提供することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、避難行動要支援者が、規則で定める方法により、当該避難行動要支援者に係る名簿情報の提供の拒否を申し出たときは、当該名簿情報の提供をすることができない。

### （2）兵庫県明石市（平成28年3月24日制定）

#### ・明石市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例（抄） （名簿情報の提供）

第3条 市長は、災害の発生等に備え、法第49条の11第2項の規定により、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。  
この場合においては、名簿情報を提供することについて避難行動要支援者の同意を得ることを要しない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、避難行動要支援者が、規定で定める方法により、名簿情報の提供の拒否を申し出たときは、当該避難行動要支援者に係る名簿情報を提供することができない。

# 平常時からの名簿情報提供の推進等

## 2 条例を制定し、本人から拒否の意思表示がない限り、平常時からの自主防災組織や町内自治会等に提供（いわゆる逆手上げ方式）

### (3) 三重県津市（平成27年6月25日制定）

#### ・津市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例（抄）

##### （名簿情報の提供）

第3条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、津市地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、次に掲げる場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

(1) 避難行動要支援者が当該名簿情報の提供に関し、規則で定めるところにより拒否の申出をしていない場合

(2) 前号の拒否の申出をした場合であっても、津市防災会議において、避難支援等の実施のために名簿情報の提供が必要であると認める場合

(3) 第1号の拒否の申出をした場合であっても、津市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いて、市長が避難支援等の実施を支援するために名簿情報の提供が必要であると認める場合

出典：[避難行動要支援者の避難行動支援に関する事例集（平成29年3月） 39～68ページ

# 来年度の取組（個別避難計画関係）

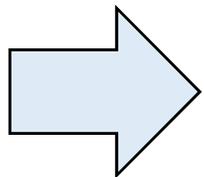
## < 拡充：県モデル事業の実施 >

- モデル地区を選定し、各地区が計画作成に取り組む際、専門家を派遣し、計画作成に向けた取組を支援
- マニュアルの整備

## < 継続：防災と福祉の連携を深める研修の実施 >

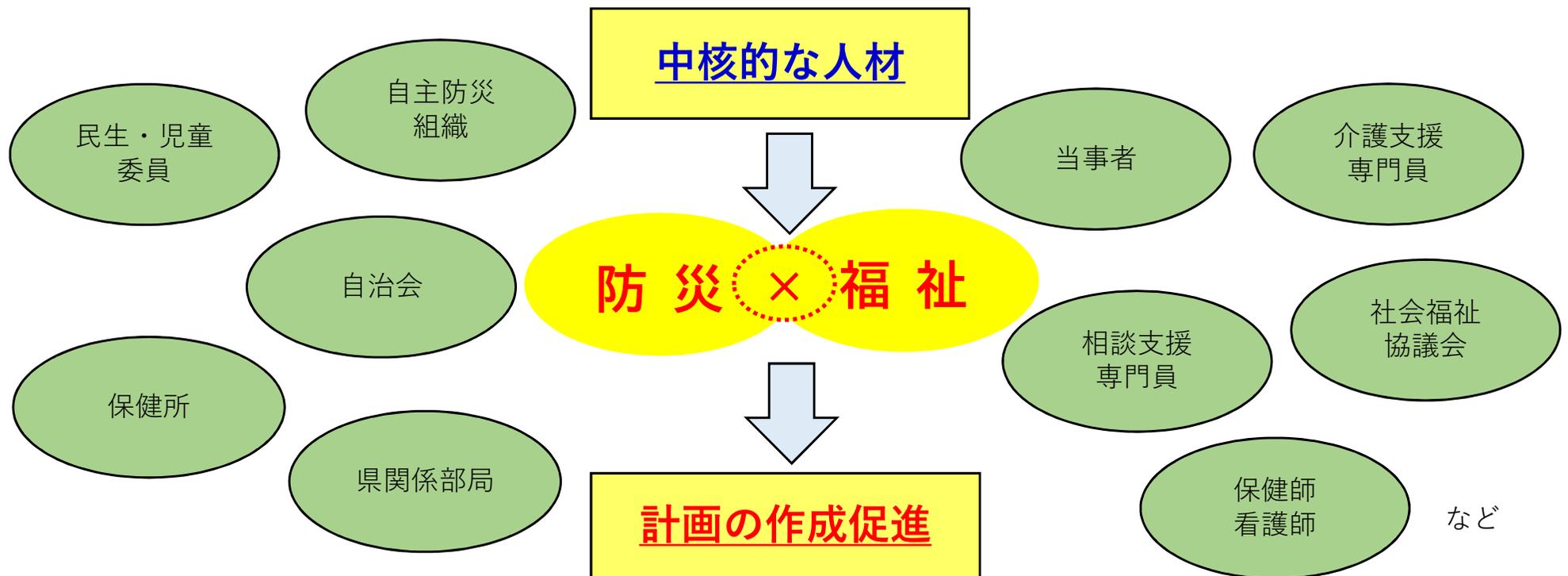
## < 継続：補助金 市町村に対する個別避難計画の作成経費の支援 >

## < 新規：個別避難計画作成の中核的な人材の育成 >



防災と福祉の連携により、計画作成を支援し、地域防災力の強化を図る。

# 個別避難計画作成の中核的な人材の育成



個別避難計画作成を促進するため、当事者、行政、福祉専門職、民生委員、自主防災組織、地域住民等を対象に計画を作成するための多岐にわたる関係者間を調整し、共助の取組を機能させる中核的な役割を担う人材の育成研修を実施予定

ご清聴  
ありがとうございました。



# 参考情報

## ○岡山県地区防災計画等作成推進協議会

(矢掛町美川地区における個別避難計画作成の取組)

・・・24～39ページ

## ○防災と福祉の連携

・・・40～46ページ

# 岡山県地区防災計画等作成モデル事業

## ○進め方

### 岡山県地区防災計画等作成推進協議会

構成メンバー 岡山県・県内27市町村  
事務局 岡山県危機管理課



#### <部会の動き>

- ① **部会へ協議会アドバイザーを派遣**
- ② 計画作成に向けた議論
- ③ 実績報告



#### <協議会の動き>

- ① 連携(報告会等の開催・意見交換)
- ② 情報共有・事例を横展開

#### <各地区部会>

令和元年度 津山市城西地区、備前市片上地区、  
和気町田ヶ原地区

令和2年度 高梁市有漢地区、勝央町畑屋地区、  
美咲町塚角地区

令和3年度 笠岡市金浦地区、和気町宮田地区、  
矢掛町美川地区

※下線が個別避難計画の作成に取り組む

# 岡山県地区防災計画等作成推進協議会アドバイザー

## [防 災]



◆香川大学 四国危機管理教育・  
研究・地域連携推進機構 地域  
強靱化研究センター  
特命准教授 磯打 千雅子 氏



◆日本防災士会岡山県支部  
運営幹事 神田 敬三 氏  
(岡山県支部 前支部長)



◆城西まちづくり協議会 (津山市)  
事務局長 佐々木 裕子 氏

## [福 祉]



◆駒澤大学  
文学部社会学科 社会福祉学専攻  
教 授 川上 富雄 氏  
(公益社団法人岡山県社会福祉士会理事)

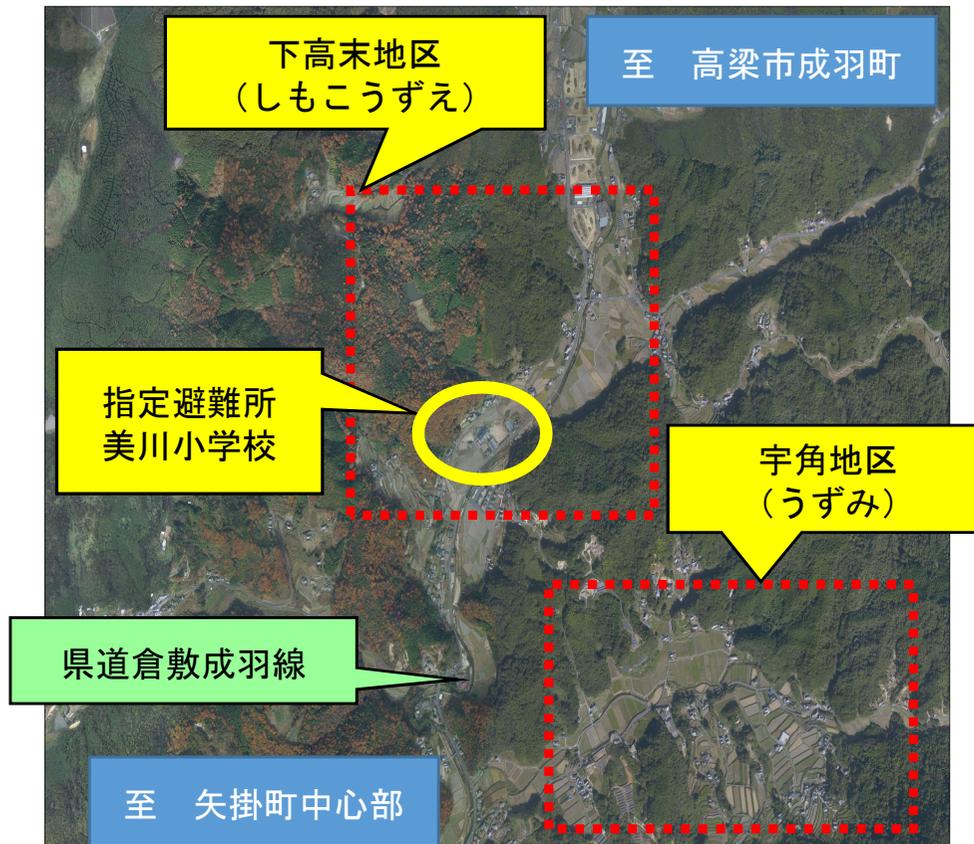


◆ノートルダム清心女子大学  
人間生活学部人間生活学科  
准教授 中井 俊雄 氏  
(公益社団法人岡山県社会福祉士会理事)

# 岡山県地区防災計画等作成モデル事業

## ○矢掛町美川地区（令和3年度）

- ・ 地区人口：1,018人
- ・ 高齢者数：520人（高齢化率：約51%）
- ・ 町要支援者登録台帳掲載者：82人（町全体：533人）



### [ハザード]

- ・ 土砂災害（特別）警戒区域（土石流・急傾斜）
- ・ 南海トラフ巨大地震により最大震度6弱の見込み

### [地域性]

- ・ 昔からその土地に住んでいる者が多くつながりは強い。
- ・ 町社協を中心に1人を2人で見守る「目配り気配りネットワーク活動」に取り組む。

# ○第1回美川地区部会（令和3年7月17日開催）

## 【講話・ワークショップ】

- ・モデル事業の概要説明（岡山県）
- ・講話① 災害時の要援護者支援  
（川上アドバイザー）
- ・講話② 津山市城西地区の取組紹介  
（佐々木アドバイザー）
- ・町・地区社協の取組紹介  
（矢掛町社会福祉協議会）
- ・地図を使った災害図上訓練（D I G）  
（中井アドバイザー）  
→ 【狙い】 ・災害を知る  
・まちを知る  
・人を知る



# ○第2回美川地区部会（令和3年10月2日開催）

## [ワークショップ]

### ①地区のハザードの状況確認

→ 地図にハザードマップを重ね、個々の世帯のリスクを確認

### ②計画作成を優先する対象者の選定

→ 町（防災・福祉）及び県において、事前に避難行動要支援者名簿掲載者の中から当事者の心身の状況とハザードの状況等を考慮し、真に支援が必要な者の洗い出し（優先度付け）を実施し、参加者に意見聴取

### ③個別避難計画の様式検討

→ 様式案について、参加者から項目や使いやすさなどを確認



# 個別避難計画作成の対象者の優先度付け

- ・茨城県常総市の取組を参考に矢掛町における個別避難計画作成に向けた対象者の優先度付けを行政職員（町・県）で行い、部会へ結果を提示し、地域住民に意見を求めた。

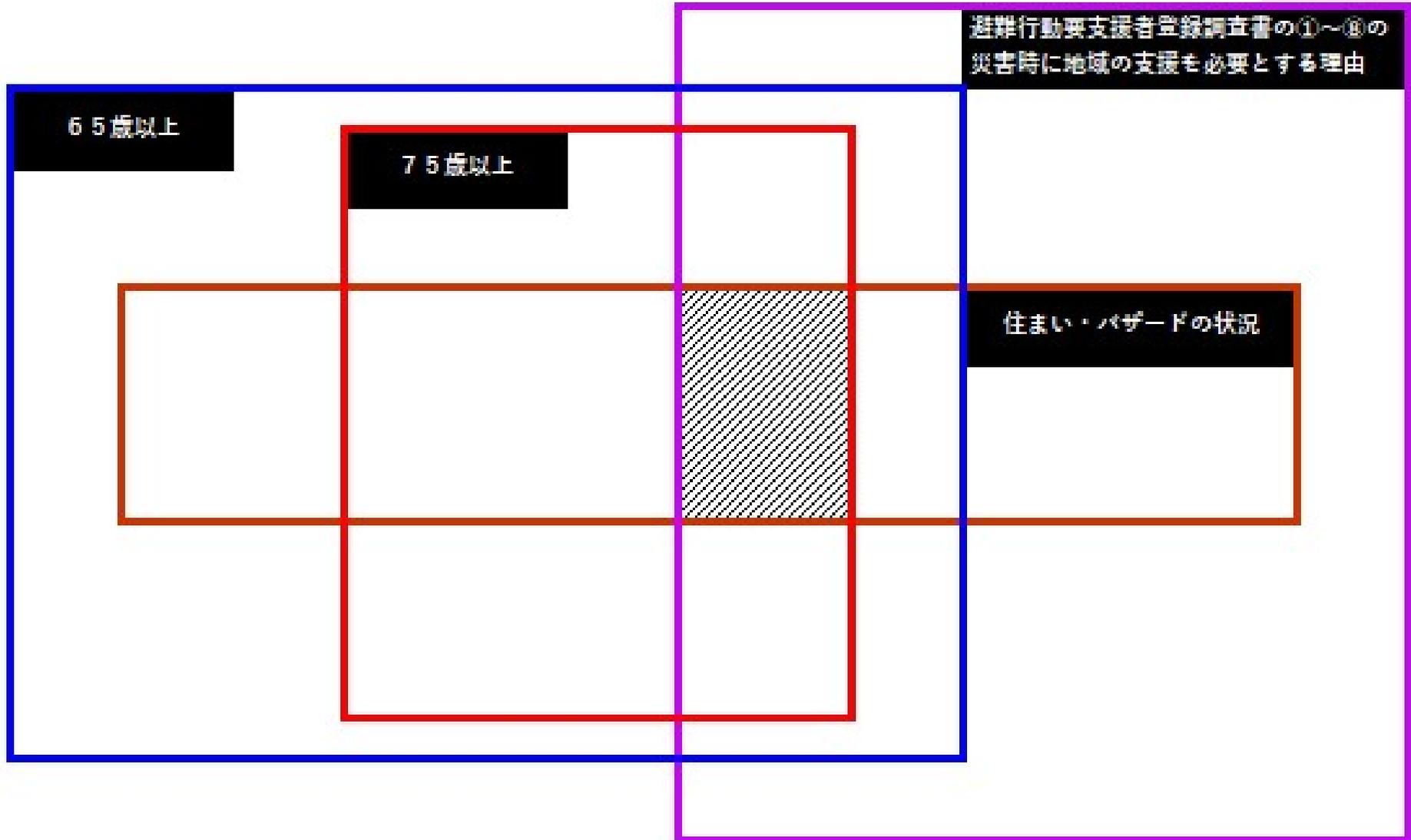
【対象者】 26人

- 【進め方】
- ① 地図に対象者の自宅や避難場所をシールで貼り、ハザードの状況と合わせて可視化
  - ② 避難行動要支援者名簿の登録要件（項目）とハザードの状況から対象者の優先度付けを総合的に判断



# 名簿掲載者の絞り込み（イメージ）

[ベン図]・・・茨城県常総市の発表資料（国モデル事業）を参考



# 優先順位付けのランク区分

## 1 避難行動要支援者名簿登載者の心身状況に係る避難困難度による ランク付け

	身体障害者	療育手帳	精神障害者	認知症	介護度
A	1級	A	1級	Ⅳ, Ⅴ	5
B	2級, 3級	B	2級	Ⅲ, Ⅲa, Ⅲb	3, 4
C	4級以下		3級	Ⅰ, Ⅱ, Ⅱa, Ⅱb	2以下

## 2 土地のハザードによるランク付け

Ⅰ	土砂災害特別警戒区域
Ⅱ	土砂災害警戒区域（土石流，急傾斜地の崩壊）， 急傾斜地崩壊危険区域
Ⅲ	Ⅰ，Ⅱ以外

# 避難行動要支援者名簿によるランク付け

優先度	避難行動要支援者登録同意者		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	介護度	ケアマネ	身体的ランク	ハザードランク	備考
	地図番号	寝たきり(要介護3以上)在宅者	身体障害者	療育手帳交付者(知的障害者)	精神障害者	一人暮らしの高齢者(65歳以上)	高齢者(65歳以上)の世帯	認知症(要介護3以上)のみ症状を有する人	その他、項に準ずる状態にある人	介護度	ケアマネ	身体的ランク	ハザードランク		
地区	町	ランク付け基準		A:1級 B:2,3級 C:4級以下	A:A B:B	A:1級 B:2級 C:3級			A:IV,V B:III,IIIa,IIIb C:I,II,IIa,IIb		A:介5 B:介3,介4 C:介2以下				
	3	〇〇 〇〇	1				〇		自立		要支援1	□□□ 〇〇C M	C	III	長い歩行は困難(最近事故をして骨折したはず)
	1	〇〇 〇〇	2				〇		II b		要介護1	□□ 〇〇C M	C	I	歩くのが不自由(歩行器)
	4	〇〇 〇〇	3				〇		-		-	-	D	I	
	2	〇〇 〇〇	4				〇		-		申請中 一次判定 「介1」	-	D	I	

## ■身体的ランクの考え方

- ・ A・・・それぞれの項目において1つでもAある場合
- ・ B・・・Aがなくそれぞれの項目において1つでもBがある場合
- ・ C・・・ABがなくそれぞれの項目において1つでもCがある場合
- ・ D・・・ABCがない場合

# 優先度付けの結果（心身状況×ハザード）

(人)

		土地のハザード			
		I	II	III	計
避難支援が 必要な理由	A	1	2	0	3
	B	1	2	1	4
	C	3	3	3	9
	D	3	4	3	10
	計	8	11	7	26

# 地域住民の意見聴取



- ・日頃のご近所づきあいの中で顔の見える関係性ができあがっていて、**行政では分からない地域特有の情報（土地の危険性や地域でのつながりに関する情報）等について聞いた（地域住民が持つ情報の重要性を再認識）。**
- ・介護サービス等を受けていることを前提とした優先度付けになっている。  
**サービスを受けていないが、支援が必要な方は地域に存在する。**  
**その方に対する受け皿や優先度付けをどう行っていくか。**
- ・計画作成の優先度の考え方が理解しづらい。命の優先度を決めているようなものだ  
(細かな考え方まですべて地域に下ろすべきではない)。

# ○第3回美川地区部会（令和3年10月23日開催）

## 〔地域調整会議の開催〕

- ・ 矢掛町個別避難計画の様式説明（矢掛町）
- ・ マイ・タイムラインの説明（矢掛町）
- ・ 個別避難計画の作成の流れ（地元）

## 〔意見交換・講評〕

- ・ ご近所の安否情報は複数名体制でバックアップや情報共有を図っておくこと。
- ・ 避難時の持出品は、避難袋、補聴器、薬、着替え、杖、その他に・・・  
→ リスト化が必要
- ・ 雨が降り続いたときの川の音が怖い  
→ 避難のスイッチ
- ・ 地元の民間企業等にあらかじめ災害時の支援をお願いしておく必要がある。



①

②

③

④

- ①本人（避難行動要支援者）
- ②介護支援専門員
- ③民生委員
- ④避難支援等実施者及び関係者  
（地域住民及び自主防災組織）



# ○第4回美川地区部会（令和3年12月11日開催）

## 〔避難訓練の実施〕〔訓練の振り返り・これまでの取組内容の共有〕

### 1 対象者

9人 うち男2人、女7名（うち一人暮らし7人）  
（90歳代1人、80歳代6人、70歳代2人）

### 2 訓練想定

大雨（山崩れ等による災害発生危険性）

### 3 避難先

指定避難所 美川小学校

### 4 内容

- （1）避難行動要支援者の避難
- （2）地域住民による要支援者の避難支援
- （3）避難所における避難者の受付及び誘導

### 5 参加者

避難行動要支援者、要支援者の家族、下高末・宇角自主防災会、  
地区住民（避難支援実施者）、消防団、介護支援専門員、民生委員、  
矢掛町総務防災課・福祉介護課、矢掛町社会福祉協議会、  
岡山県地区防災計画等作成推進協議会 川上・佐々木アドバイザー、  
岡山県危機管理課等

# ○第4回美川地区部会 (令和3年12月11日開催)

◆要支援者自宅 (宇角地区)  
→ 避難所 (美川小学校体育館)



# ○第4回美川地区部会 (令和3年12月11日開催)

## ◆避難所 (美川小学校体育館)

避難所二次受付  
(避難所利用者登録票へ記入)



- ・避難者の基礎情報
- ・けが、病気等の状況、アレルギーの有無、配慮が必要な事項、運営に協力できる技能や免許等



パーティションで区切った  
スペースへ支援者とともに移動



段ボールベッド



# ○モデル事業の成果

- ・ 計画作成は、防災と福祉の連携が不可欠と考え、防災と福祉担当部局の職員がともに協議会に参加するよう要請。
  - 両担当部局の職員で参加する市町村が増加

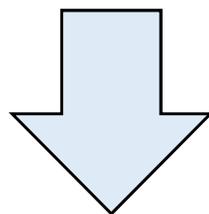
- ・ 行政（防災・福祉）、自主防災組織、民生委員が中心となり、福祉専門職の参画を得ながら個別避難計画及びマイ・タイムラインの作成を実施。
  - 要支援者9名分の計画が完成

[流れ] ①ハザードの状況確認、②計画作成を優先する対象者の選定、  
③計画様式の検討、④計画様式への情報の落とし込み、  
⑤当事者本人及び福祉専門職を交えた地域調整会議の開催、⑥計画の完成

- ・ 計画の検証を行うため、計画に基づき避難訓練を実施
  - 計画の見直し

# 防災と福祉の連携

モデル事業を進める中で、計画の作成は、地域で生活している避難行動要支援者を平常時に支援する**福祉関係者**（福祉専門職や福祉担当職員）と、災害時に支援する**防災関係者**（自主防災組織や防災担当職員）との**連携が必要**であることを再認識



現場で感じたこと（担当者所感）

- ・地域での計画づくりの話し合いの多くが、自治会、町内会、自主防災組織といった防災を担当するところで関係者のみで行われてる。
- ・地域内での横のつながりを大切にし、状況や課題を共有することの重要性。

## 岡山県防災・福祉対応力向上研修（令和2年度～）

- 防災関係者と福祉関係者の相互理解を深め、避難行動要支援者の個別避難計画の作成に必要な知識と技術を習得する研修や意見交換会を行い、連携を促進

# ○岡山県防災・福祉対応力向上研修

## [方向性]

- ・ 講 義 防災や福祉に関する基本的な知識の習得
- ・ 演 習 個別避難計画作成に必要な知識や技術を習得
- ・ 意見交換 防災と福祉が連携するための課題を共有し、要支援者に対する支援の在り方やその方法をワークショップ形式で議論を深める。

## [対象者]

- ・ 福祉関係者向け 実践研修 (岡山市・津山市)
- ・ 地域関係者向け 基礎研修 (岡山市・津山市)
- ・ 上記研修受講者 課題提起や問題意識を共有するための意見交換会 (岡山市)

# ○研修の様子

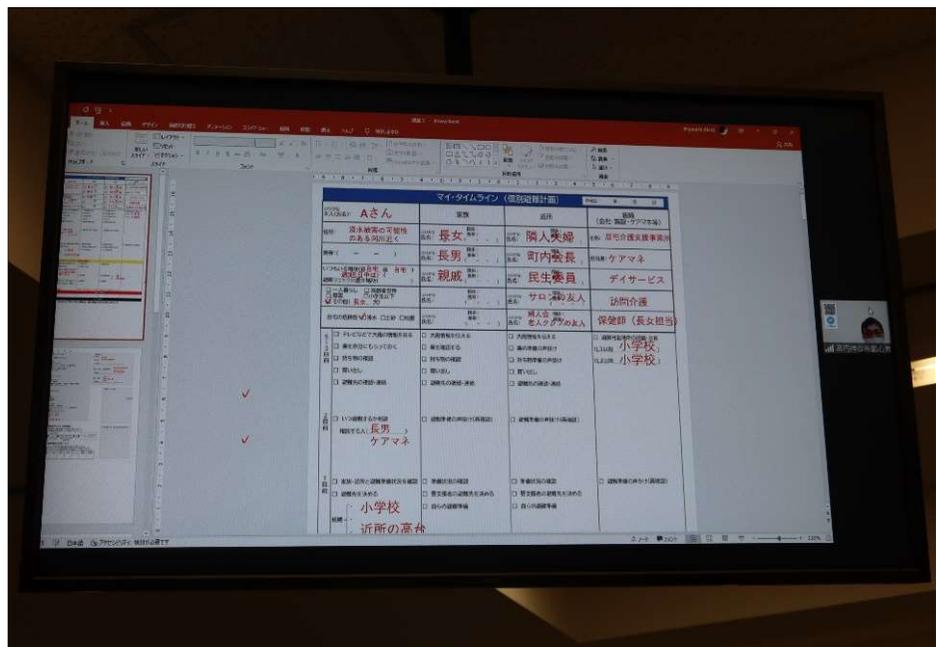
## ◆津山会場

(令和3年12月20日、21日)



# ○研修の様子

◆岡山会場  
 (令和3年12月23日、24日、  
 令和4年1月17日)



# ○研修参加者

- ・福祉関係者向け（実践研修）

岡山会場	23人	
津山会場	17人	
Web受講（岡山会場）	25人	<u>計65人</u>

- ・地域住民向け（基礎研修）

岡山会場	47人	
津山会場	32人	
Web受講（岡山会場）	19人	<u>計98人</u>

- ・意見交換会（上記研修受講者）

岡山会場	44人	
Web配信	34人	<u>計78人</u>

計 241人

## ○研修参加者の声（アンケート結果より）

- ・ 事業所単位だけでなく、地域を巻き込んだ個別避難計画の作成が必要であると学んだ。個別避難計画というものを初めて知ったので、事業所でそのことを拡散することと計画づくりに携わっていきたい。
- ・ 当事者を取り巻く資源を書き出して考えることも大切な視点であることを学んだ。
- ・ 個別避難計画の作成に向けては地域のつながりが大事であり、一歩一歩多くの人足並みをそろえて進めていく必要があることを学んだ。
- ・ 意識を高く持ち実行することの大変さも学んだが、地域住民にどのように伝えていくかは今後の課題だ。

# ○取組の成果と課題

## 【成 果】

- ・ 講義及び事例演習により、計画作成の手順や方法等の具体的な内容に踏み込むことができた。
- ・ 行政、社会福祉協議会、福祉専門職、自主防災組織、防災士等の参加があり、異なる立場で現状と課題、問題意識等の共有を図ることができた。

## 【課 題】

- ・ それぞれが個別避難計画の意義等を理解し、関係者を巻き込んで地域で広めるための手法の確立
- ・ 個々の参加者は防災と福祉の連携の重要性を理解しつつも、それを広げて関係者が一体的に考える機運の醸成や環境づくり